

# 自動販売機設置協定書

和泉中央南ハイツ  
管理組合

(以下、甲と言う)と株式会社アークル(以下、乙と言う)とは サントリーフーズ(株)  
自動販売機(以下、自販機と言う)の設置、販売に関して下記の通り協定する。

記

**第一条(設置要項)**

甲は乙に対し、次の要項に従って、自販機を設置し、商品の販売を行うことを許可する。

1. 乙は自販機の運営管理・商品の補充・売上金の回収・故障の対応・空き缶の回収等を行う。
2. 自販機及び設置場所

<b>自販機設置場所</b>			
設置先名	和泉中央南ハイツ管理組合	設置日	西暦 2024 年 4 月 24 日
設置場所	横浜市泉区和泉中央南3-20-10	TEL	090-3502-6271 (自販機長在席)
機種	DFH1730TPB	機番	0920355
自販機管理番号	222246	得意先コード	2022246

3. 販売価格及び販売手数料は次の通りとする。

a. 販売価格は定価10円引き円販売とし、記載自販機にて1ヶ月に販売した総売上一本数に対し \_\_\_\_\_ を販売手数料(税込)とする。※手数料は無いとする。

**4. 支払方法**

b. 販売手数料は20日締め切り、下記支払いサイクル月の15日迄にご指定の銀行口座へ振り込むものとする。  
支払いサイクル月 : 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12.

c. 振込手数料は乙の負担とする。

※適格請求書発行事業者登録番号 適格請求書番号(あり・なし)

<b>販売手数料受取口座</b>			
銀行名		支店名	
口座種目		口座番号	
口座名義	フリガナ		

**5. 支払い通知**

- d. 乙は毎月指定アドレスへ支払通知メールを送信する事。
- e. 甲はURLへログインし、帳票一覧にて明細書を確認する。メールアドレスの登録は最大5件まで可能。

メールアドレス jizumichiyouminamihaitsu@gmail.com

**6. 契約期間**

f. 本協定の有効期限は自販機設置日より3年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何等申し出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

**第二条(設置)**

乙は甲の承認した場所に自販機の設置を行い、その設置工事等は乙の負担にて行う。

**第三条(管理)**

1. 甲は乙の同意なしに自販機の撤去・移動・譲渡・担保差入・転貸・その他自販機についての権利を侵害する一切の行為はしないものとする。
2. 甲は自販機に故障・盗難・破損等の事故が発生したときは、乙へ通知するものとする。

**第四条(維持)**

1. 自販機の点検・補充等の費用は乙が負担する。
2. 甲は自販機の稼働に必要な電力を負担し、円滑な自販機の稼働保守に協力するものとする。※電気代は甲の負担とする。
3. 自販機の盗難・滅失・破損等の事故が発生した場合は、当該自販機の修理費用は乙の負担とする。(全て保険対応します。)  
甲の負担金は一切ありません。

**第五条(解約)**

1. 乙は第一条6項の規程にかかわらず、甲が本協定に違反した場合は、催告をせずに本協定を解除することが出来る。
2. 甲の一方的な事項による3年以内の中途解約の申し立てがなされたときは、甲は設置・引上に要する費用を乙に支払うものとする。
3. 乙は本協定の販売見込み違いや採算が合わないときは、甲、乙話し合いの上で本契約を解約し自販機を引き上げる事が出来る。

**第六条(協議事項)**

1. 本協定に定めなき事項については、甲乙協議して解決する。尚、第一条3項に定めた販売価格については、諸般の情勢の推移に基づき両者協議の上、変更することができる。

本協定の成立を証とするため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上各一通を所有する。

協定成立日 西暦 2024 年 4 月 18 日

(甲)

(乙)

住所 横浜市泉区和泉中央南三丁目20番9 理管南組  
名前 和泉中央南ハイツ管理組合 理管八完  
TEL 理事長 小林 司 郵便番号

神奈川県小田原市下大井366  
株式会社 アーク  
代表取締役 中島 賢

株式会社 アークル

営業所

担当者名

二見裕之

